

《新規登録》（離島）

〔自社講習受講＋効果測定合格 → 講習修了証＋登録＋運転者証発行〕

【必要書類・添付書類】

- ① 登録申請書【第2号様式】
- ② 運転免許証のコピー
(裏書がある場合は裏面も必要)
- ③ 住民票【原本】※マイナンバーの記載なし
- ④ 雇用条件及び雇用契約証明
(定時制乗務員の場合は、雇用契約書のコピーを追加添付)
- ⑤ 講習修了証
- ⑥ 効果測定結果報告書
- ⑦ 初任診断のコピー
(過去2年以内に90日以上、乗務経験がある方は不要)
※奄美連合会、又は事故対策機構（鹿児島支所）へ予約し、
受講後は、診断結果のページをご提出（FAX可）下さい。
- ⑧ 証明写真1枚
(申請前6ヶ月以内に撮影、縦6cm×横4cm、無帽、正面、無背景、
顔の大きさ3cm以上、裏面に会社名と氏名(フルネーム)を明記)
- ⑨ 運転者証交付申請書【第9号様式】

【手数料】

登録手数料 1,700円

運転者証交付手数料 1,700円

合計 3,400円

※手数料は、20日締めの月末請求となります。

【講習の科目ごとの内容及び時間】

科 目	講習の内容	講習時間
① 法令	<ul style="list-style-type: none"> ○関係法令に関する知識 <ul style="list-style-type: none"> ・道路運送法 ・タクシー業務適正化特別措置法 ・道路交通法 ・道路運送車両法 ○一般乗用旅客自動車運送事業標準運送約款に関する知識 	2 時間以上
② 安全	<ul style="list-style-type: none"> ○地域における交通事故の発生状況に関する知識 ○タクシーの特殊性、地域の交通事故発生状況を踏まえた運転等の技能及び知識 ○交通事故の防止、事故発生時の措置に関する技能及び知識 ○過労運転の防止等、健康管理に関する知識 ○運輸安全マネジメント等、タクシー運転者として特別に注意すべき事項 	3 時間以上
③ 接遇	<ul style="list-style-type: none"> ○タクシー運転者としての基本的な心構え、接遇に関する知識 ○タクシー車両に搭載する装置等の取り扱いに関する知識 ○バリアフリー対応 <p>※このうちバリアフリー対応に関しては、実技講習を原則として、止むを得ずこれができない場合には、ビデオの映像等による講習を実施するものとする。</p> 	3 時間以上
④ 地理	<ul style="list-style-type: none"> ○主要な道路、地名、建造物、公園、駅等多数の者が利用する施設に関する知識 ○運行頻度が高い区間における適切な経路に関する知識 ○自動車交通の渋滞が発生する頻度が高い地点及び当該地点における渋滞を回避する経路に関する知識 	1 時間以上

※地理の科目の講習時間を1時間に短縮し、当該営業区域のみの地理講習を実施したときは、県内の他の営業区域でタクシー乗務員となる場合は、新たに地理の講習受講義務がある。

なお、県内全域を含む3時間の講習を実施したときは、県内の他の営業区域で乗務する際、

法令・安全・接遇は当然のこと地理についても免除となる。

《記入例》

第2号様式

申請する年月日

免許証番号 12桁番号	交付年月日隣の5桁番号	登録申請書	申 請 年 月 日
運転免許証の番号		令和 年 月 日	
運転免許証の有効期限		運転免許の種類	
令和 年 月 日		1. 大型 2. 中型 3. 普通	
免許証の種類に○印			
鹿児島タクシー登録センター 殿			
免許証の有効期限			
乗務員の生年月日			
乗務員の氏名			
都道府県 乗務員の現住所			
事業者名及び事業所住所			
(申請者の氏名) _____ 本人直筆で氏名及び住所記入 _____			
(申請者の住所) _____			

※注① 運転免許の種類の欄及び生年月日の欄中番号に付されている事項は、該当する番号を○で囲むこと。

- ② 住所コード及び事業者コードは、地方運輸局長（登録実施機関が登録事務等を行う場合には、登録実施機関）の定めるところにより記入すること。
- ③ 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

※定時制の場合は『会社と本人が交わした雇用契約書のコピー』を追加添付

雇用条件及び雇用契約証明

乗務員の氏名
(運転者名) _____

上記の者は、当社のタクシー運転者として、次の条件で雇用している及び雇用する予定の者に相違ありません。

① 雇用条件

下記のア、イ、ウ、エ、オに該当する者ではない。

- ア. 日々雇い入れられる者
- イ. 2か月以内の期間を定めて使用される者
- ウ. 試用期間中の者（14日を越えて引き続き使用されるに至った者を除く）
- エ. 14日未満の期間ごとに賃金の支払い（仮払い・前貸しその他の方法による金銭の授受であって、実質的に賃金の支払いと認められる行為を含む）を受ける者
- オ. 安全関係・地理・旅客及び公衆に対する応接等、旅客自動車運送事業運輸規則第36条第2項に定められた事項について、雇い入れ後、少なくとも10日間の指導が行われていない者（ただし、新たに雇い入れた者が、当該一般乗用旅客自動車運送事業者の営業区域内において、雇い入れ日前2年以内に通算90日以上、一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車の運転者であったときは、この限りではない）

② 雇用契約

タクシー運転者として、選任雇用している及び雇用する予定の者である。

令和 年 月 日 ← 届出する年月日

事業者住所 _____ 事業者記入 _____
氏名又は名称 _____

《記入例》

第9号様式

運 転 者 証 交 付 申 請 書

鹿児島タクシー登録センター 殿

登録番号	※未記入
------	------

免許証番号 12 衍番
交付年月日隣りの 5 衍番号

申 請 年 月 日					
令和		年		月	日

申請する年月日

フリガナ	※フリガナを忘れずに
氏名	乗務員の氏名

(申請者の氏名)

(申請者の住所)

事業者記入

※注 ① 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

② 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。